

# 各種組織制度の比較（平成28年3月現在）

茨城県中小企業団体中央会

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	信用協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	資金の貸付、預金の受入れ	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達	組合員の事業の統合、規模を適正化し、生産性の向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	300人以上が加入すること、出資金が1,000万円以上(東京都ほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上)であること	4人以上の個人が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者	中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款に定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款に定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上(個人に限る)	4人以上	4人以上	7人以上	20人以上
加入	自由	自由	自由	自由	総会の承認が必要	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由	自由	持分譲渡による	自由	自由
組合員比率	ない	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない	ない	ない	ない
従事比率	ない	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない	ない	ない	ない
1組合員の出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合は100分の35)	100分の10	100分の25 (合併・脱退の場合は100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合は100分の35)	100分の50未満 [中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満]	100分の25	100分の25
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(但し定款で定めるときは出資比率の議決権も可)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用制度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	資金の貸付・預金の受入れは、貸出総額・預金総額の100分の20まで	-	共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	-	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)			中小企業団体の組織に関する法律(制定:昭和33年)		商店街振興組合法(制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(制定:昭和32年)

組織の種類 組織の内容	有限責任事業組合 (LLP)	一般社団法人	一般財団法人	NPO 法人	株式会社
目的	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	設立時に定款に定めた目的（強行法規や公序良俗に反するものは除く）	設立時に定款に定めた目的（強行法規や公序良俗に反するものは除く）（ただし、設立時に定めた目的を変更する為には、定款に評議会で変更できる旨を定める必要あり）	NPO法所定の特定非営利活動推進による公益の増進（営利を目的としない）	利益追求
性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体	人的結合体	物的結合体
事業	企業業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業（剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない）	定款に掲げる事業（剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない）	NPO法第2条第1項別表に規定する20の活動（福祉の増進、まちづくりの推進、環境保全、経済活動の活性化等）であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的	定款に掲げる事業
設立要件	2人以上の個人又は法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	2人以上	1人でも可能 設立者が財産（価額300万円以上）の拠出 設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ3人以上	10人以上の社員がいること。理事3名以上、監事1名以上必要	資本金1円以上 1人以上
加入資格	特に制限なし（ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること）組合員には業務執行への参加義務あり	個人又は法人	個人又は法人	無制限	無制限
責任	有限責任	設立時社員、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総社員の同意が無ければ、免除されない	設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意が無ければ、免除されない	出資をしていないので責任なし	有限責任
発起人数	-	-	-	-	-
加入	組合員全員の一致で決定	外部からの社員参加は原則自由（定款で制限可）	自由	外部からの社員参加は原則自由	株式の譲受・増資割当による
任意脱退	やむを得ない理由がある場合のみ可能	自由	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない	-	-	-	-
従事比率	ない	-	-	役員総数のうち、3親等内の親族が3分の1を超えて含まれてはいけない	ない
出資限度	ない	-	-	-	-
議決権	合員全員の一致で決定	平等（ただし定款で定めれば変更可）	役員又は評議員のみ	平等（1人1票）	出資割（1株1票）
員外利用制度	-	-	-	-	-
配当	-	できない	できない	できない	出資配当
根拠法	限責任事業組合契約に関する法律（制定：平成17年）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（制定：平成18年）	一般財団法人に関する法律（制定：平成18年）	特定非営利活動法人法（制定：平成10年）	会社法（制定：平成17年）